

水道課からのお知らせ

水道の凍結にご注意願います！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。

特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬日が続いたとき」はご注意ください。



水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印鑑をご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件

- ・住民税（町道民税）が非課税の世帯であること。
- ・水道の用途区分が「一般用」であること。
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること。
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと。

②世帯要件

- ・**高齢者世帯**
満70歳以上のひとり暮らし世帯又は満70歳以上の方のみの世帯
- ・**ひとり親等世帯**
児童扶養手当又は遺族基礎年金を受給している世帯
- ・**身体障がい者世帯**
身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院又は入所している場合を除く。）
- ・**特殊事情世帯**
その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

窓 口



◆通常料金と減免後の料金の比較

	通常的水道料金	減免後の水道料金
基本料金（7m ³ まで）	1,826円	1,588円
超過料金（1m ³ につき）	270円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15m³の場合

- ・通常 1,826円 + (15m³ - 7m³) × 270円 = 3,986円
 - ・減免後 1,588円 + (15m³ - 7m³) × 235円 = 3,468円
- 3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円

水道料金は納期内に納入をお願いします！

水道事業は、原則独立採算制をとっており、皆様からの「水道料金」が大変重要な収入となっておりますので、水道料金の納期内納入にご理解、ご協力をお願いします。

水道料金の支払いを怠りますと、水道事業といたしまして不本意ではありますが「給水停止」を行ってまいります。そうした事態にならないよう、ご注意ください。

万が一、病気や失業等で水道料金の支払いが困難になった場合は、そのままにせず早めに水道課までご相談ください。

◆問合せ 水道課 ☎21-2130

介護保険予防給付のうち、訪問介護、通所介護が新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行します

平成29年4月から全ての市町村で介護保険の予防給付のうち訪問介護、通所介護が新しい総合事業へ移行することになっていますが、町では、平成28年3月から移行することになりました。

新しい総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

当面は、従来と同じ内容を提供していくこととなりますが、早期に移行することにより多様な支援の実施を目指していきます。

なお、既に利用している要支援者の方につきましては、介護認定更新時に該当となった方から移行していきます。また変更点として、介護認定を受けなくても基本チェックリストの実施により対象者となった場合にもサービスを利用できるようになります。

◆問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119